

南那須地区広域行政事務組合 人事行政の運営等の状況について

南那須地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条第1項の規定に基づき、平成27年度の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表いたします。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の人事評価の状況
- 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 職員の休業に関する状況
- 5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の研修の状況
- 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用試験の実施状況(平成27年度実施状況)

試験区分	一次試験			二次試験			合格者 合計(人)
	受験者 (人)	合格者 (人)	倍率 (倍)	受験者 (人)	合格者 (人)	倍率 (倍)	
消防職員	応募者 140	19	5.2	14	6	2.3	6
	受験者 99						

(2) 退職の状況(平成27年度実績)

	定年退職	早期退職	普通退職	再任用任期満了
退職者数(人)	10		12	2

(3) 職員数について(平成28年4月1日現在)

一般会計

区 分	H28.4.1	H27.4.1	比 較
総 務 課	6 名	5 名	1 名
管 理 課	4 名	4 名	名
斎 場	名	1 名	△ 1 名
保 健 衛 生 セ ン タ ー	14 名	15 名	△ 1 名
施 設 整 備 室	2 名	2 名	名
消 防	97 名	98 名	△ 1 名
合 計	123 名	125 名	△ 2 名

病院会計

区 分	H28.4.1	H27.4.1	比 較
医 師	9 名	10 名	△ 1 名
技 師	30 名	26 名	4 名
看 護 師	65 名	62 名	3 名
准 看 護 師	18 名	18 名	名
看 護 助 手	15 名	15 名	名
事 務	15 名	16 名	△ 1 名
合 計	152 名	147 名	5 名

※ 県派遣等は含まない

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の概要

地方公務員法の改正により、平成28年度から人事評価制度が導入されました。この人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務効率の向上につなげ、最終的には住民サービスの向上の土台を作ることを目的としています。

(2) 評価の内容

当組合では、原則として全職員(派遣職員、病院医療職及び看護助手を除く。)を対象として人事評価制度を実施します。

評価種類	評価期間	内 容
能力評価	4月1日～翌年3月31日	職務過程における能力、取組姿勢、態度の発揮度を、項目を絞り、求められる水準を達成したか否かで評価します。
業績評価	4月1日～翌年3月31日	職員が個々の目標を設定し、業務目標の達成度や業務の実績等を評価します。

(3) 評価者及び被評価者

	被評価者	1次評価者	2次評価者
事務局	1級～5級(主幹を含む)	所属長	事務局長
	6級(所属長)	事務局長	組合長
	事務局長	組合長	—

	被評価者	1次評価者	2次評価者
那須南病院	1級～5級(主幹を含む)	所属長	病院事務長
	6級(所属長)	病院事務長	組合長
	病院事務長	組合長	—

	被評価者	1次評価者	2次評価者
セブ ン タ ー 生	1級～5級(主幹を含む)	所長	事務局長
	所長	事務局長	組合長

	被評価者	1次評価者	2次評価者
消防本部	1級～5級(主幹を含む)	課長	消防長
	6級(課長、消防次長)	消防長	組合長
	消防長	組合長	—
消防署	下記以外の職員	副署長	署長
	副署長	署長	消防長
	署長	消防長	組合長

(4)人事評価の活用

平成27年度は人事評価制度を実施していないため、活用状況の報告はありません。
平成28年度からは人事評価制度を実施し、能力評価並びに業績評価を活用して職員の能力開発の向上をめざします。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員給与費の状況(平成27年度人事院勧告により、平成27年4月に遡り給与等が改定されています。)

一般職員(一般会計決算)

(千円)

職員数	給 与 額			合 計
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
125 人	406,397	83,160	152,596	642,153

※ 職員手当には、児童手当及び退職手当を含まない

病院職員(病院会計決算)

(千円)

職員数	給 与 額			
	報 酬	給 料	賃 金	職員手当
156 人	70	497,328	163,382	272,502
給 与 額				合 計
負 担 金	期 末 ・ 勤 勉 手 当			
	44,549	187,305		1,165,136

※ 職員手当には、児童手当及び退職手当を含まない

(2) 職員の平均給与月額・平均給料月額・平均年齢(平成27年度当初予算)

一般職員

区 分		一般行政職	消防職	技能労務職
平成27年 4月1日 現在	平均給料月額(円)	292,433	268,880	202,400
	平均給与月額(円)	332,494	331,029	229,083
	平均年齢(歳)	41 歳 6 月	35 歳 6 月	60 歳 8 月

病院職員

区 分		医師	医療技術員	看護師
平成27年 4月1日 現在	平均給料月額(円)	426,683	270,469	282,005
	平均給与月額(円)	1,267,090	344,092	378,478
	平均年齢(歳)	41 歳 1 月	37 歳 6 月	42 歳 1 月

区 分		一般行政職	技能労務職
平成27年 4月1日 現在	平均給料月額(円)	257,958	236,827
	平均給与月額(円)	304,964	318,814
	平均年齢(歳)	38 歳 6 月	37 歳 1 月

(3) 職員の初任給の状況(平成27年度当初予算)

一般職員

(単位:円)

区 分	一般行政職	消防職	技能労務職
大学卒	166,100	166,100	
短大卒	154,300	154,300	
高校卒	144,600	144,600	142,000

病院職員

(単位:円)

区 分	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	一般行政職	技能労務職
医大卒	243,300				
大学卒		182,900	203,500	166,100	
短大3卒		171,700	194,200		
短大2卒		157,300	185,900	154,300	
高校卒				144,600	142,000
高卒後准看護師			176,400		
中卒後准看護師			158,400		

(4) 期末・勤勉手当支給割合

区 分	期末手当	勤勉手当	合 計
6月期	1. 225月分	0. 750月分	1. 975月分
12月期	1. 375月分	0. 850月分	2. 225月分
計	2. 600月分	1. 600月分	4. 200月分

(5) 退職手当支給率(平成27年4月1日現在)

区 分	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
20年勤続	20. 445月分	25. 55625月分
25年勤続	29. 145月分	34. 58250月分
35年勤続	41. 325月分	49. 59月分
最高限度額	49. 59月分	49. 59月分

(6) 級別職員の状況(平成27年度当初予算)

一般職員

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合 計
一 般 行 政 職	職員数 (人)	7	5	2	6	1	4	1	26
	構成比 (%)	27.0	19.2	7.7	23.1	3.8	15.4	3.8	100
消 防 職	職員数 (人)	27	22	13	21	7	9		99
	構成比 (%)	27.3	22.2	13.1	21.2	7.1	9.1		100
技 能 労 務 職	職員数 (人)		1						1
	構成比 (%)		100.0						100

病院職員

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合 計
指 定 職	職員数 (人)							1
	構成比 (%)							100
医 療 職 (一)	職員数 (人)	7	3	3	2			15
	構成比 (%)	46.7	20.0	20.0	13.3			100
医 療 職 (二)	職員数 (人)	4	14	5	1	4		28
	構成比 (%)	14.3	50.0	17.8	3.6	14.3		100
医 療 職 (三)	職員数 (人)	8	43	25	6			82
	構成比 (%)	9.8	52.4	30.5	7.3			100
一 般 行 政 職	職員数 (人)	7	4	1	2	1	1	16
	構成比 (%)	43.7	25.0	6.3	12.4	6.3	6.3	100
技 能 労 務 職	職員数 (人)		7	8				15
	構成比 (%)		46.7	53.3				100

* 指定職については、級の区分はありません。

級別の標準的な職務の内容

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般職 行政職 消防職	主事 消防士 消防副士長	主任主事 消防士長 消防副士長	主査 主任 副主任 消防士長	係長	主幹 課長補佐 所長補佐 室長補佐 副署長 分署長 副分署長 室長	事務局長 会計管理者 消防長 事務長 次長・署長 課長・所長 室長	事務局長 (那須烏山市派遣職員)
技能労務職	技能職員 労務職員	技能職員 労務職員	技能職員	技能職員			
指定職	統括管理監						
医療職(一)	医師	医長 医師	副病院長 診療部長 医長	病院長 副病院長 診療部長	病院長		
医療職(二)	技師	薬剤師 技師	副薬局長 副技師長 主任技師 薬剤師	薬局長 技師長 科長補佐 副薬局長 副技師長 主任技師	科長 薬局長 技師長 科長補佐		
医療職(三)	准看護師	看護師 准看護師	看護師長 主任看護師 看護師	看護部長 副看護部長 看護師長 主任看護師			

(7)その他の諸手当(平成27年4月1日現在)

区 分	内 容
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 1人につき6,500円 配偶者が居ない場合1人目について 11,000円
	※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円の加算
住居手当	借家等(家賃12,000円を超えるものに限る)の場合、家賃に応じて27,000円を限度に支給
通勤手当	(片道2Km以上に限る)
	交通機関を利用する場合、運賃の額は55,000円を限度に支給 自家用車等を利用する場合、通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給

一般職員特殊勤務手当

区 分	全職種	一般行政職	消防職
給与総額に対する比率(%)	0.88	1.79	0.63
支給対象職員の比率(%)	84.13	46.15	94.95
代表的な手当の名称	・消防危険作業 ・救急業務 ・ごみ処理業務		

病院職員特殊勤務手当

区 分	全職種	医師	医療技術員	看護師	一般行政職	技能労務職
給与総額に対する比率(%)	14.8	58.8	1.6	8.8	—	14.1
支給対象職員の比率(%)	70.7	100.0	14.3	92.7	—	100.0
支給対象職員1人当たり平均支給月額(円)	60,156	250,969	29,344	26,911	—	33,280
代表的な手当の名称	診療業務手当・夜間看護手当・時間外緊急診療手当・緊急呼出手当等					

一般職員時間外勤務手当(平成27年度決算額)

(千円)

区 分	総・管	斎場	清掃総務	ゴミ処理	消防
支給総額	665	144	273	557	8,830
職員1人当たり支給年額	110	144	91	51	103

病院職員時間外勤務手当(平成27年度決算額)

(千円)

区 分	医師	医療技術員	看護師	一般行政職	技能労務職
支給総額	5,040	4,786	12,816	3,693	445
職員1人当たり支給年額	840	208	181	246	32

(8) 特別職の報酬等の状況

区 分	報 酬 額	備 考
組合長	年額 75,000 円	
副組合長	年額 68,000 円	
議長	年額 72,000 円	
副議長	年額 66,000 円	
議員	年額 60,000 円	
監査委員(代表)	年額 60,000 円	
監査委員(議会選出)	年額 40,000 円	
産業医	日額 30,000 円	
那須南病院運営委員	日額 5,000 円	
情報公開・個人情報保護審査委員会委員	日額 5,000 円 弁護士日額 25,000 円	
その他特別職の職員	日額5,000円以内で任命権者が定める額	

(9) 職員の勤務時間、休暇及び服務等について

勤務時間、休日(平成27年4月1日現在)

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分
休日	・祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日) ・年末年始(12月29日から1月3日まで)
週休日	日曜日及び土曜日

※ 職種によって異なります

4 職員の休業に関する状況

休 暇 名	概 要	取得者数
修学部分休業	公務に関する能力の向上のため、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で5分を単位とし最高4年まで取得できる。ただし、その期間の給料は減額となる。	0人
高齢者部分休業	加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など地域貢献のため、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で5分を単位とし、定年退職日から最高5年を遡った期間で取得できる。ただし、その期間の給料は減額となる。	0人
育児休業及び 育児に係る部分休業	父親または母親である職員が対象となり、子供の3歳の誕生日の前日まで取得することができる。なお、部分休業の場合は30分単位とし、1日2時間を超えない範囲で取得できる。ただし、取得した期間(時間)は無給となる。	18人
自己啓発休業	公務に関する能力の向上に資すると認めるときに大学等課程の履修のための休業にあつては2年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として組合規則で定める場合は3年)以内、国際貢献活動のための休業にあつては3年以内の期間を取得できる。ただし、その期間は無給となる。	0人
配偶者同行休業	職員の配偶者が、外国での勤務、事業を営む等の理由により外国に居住する場合において同行することを認めた休業であり、公務の運営に支障がないと認めるときは3年以内の期間を取得できる。ただし、その期間は無給となる。	0人

5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(平成27年度実績)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給
処分者数 (人)	-	-	-	-

※ 分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務成績不良、心身の故障等のために十分に職責を果たせない場合に行うものです。

(2)懲戒処分者数(平成27年度実績)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職
処分者数 (人)	-	-	-	-

※ 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行うものです。

6 職員のサービスの状況

(1)地方公務員の服務規律の概要

全ての地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められており、採用の際には、サービスの宣誓を行います。その他法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等の従事制限などの様々な内容が地方公務員法等に定められています。

(2)服務規律の確保のための措置

服務規律の確保については、年末年始等の時期に合わせ文書等による綱紀肅正の周知徹底を図ります。

7 職員の研修の状況

(1)必修研修(平成27年度実績)

研修名	実施期間	日数	修了者数
接 遇 レ ベ ル ア ッ プ (1 回 目)	平成27年 6月15日～ 6月16日	2	2
接 遇 レ ベ ル ア ッ プ (2 回 目)	平成27年 7月21日～ 7月22日	2	1
地 方 公 務 員 法	平成27年 5月27日～ 5月28日	2	2
地 方 自 治 法	平成27年 6月10日～ 6月11日	2	6
問 題 解 決	平成27年 6月24日～ 6月25日	2	4
行 政 法	平成27年8月19日～ 8月20日	2	2
民 法	平成27年10月15日～10月16日	2	3
デ ィ ベ ー ト	平成27年 9月 2日～ 9月 3日	2	1
中 堅 職 員 の 役 割	平成27年 9月16日～ 9月17日	2	1
公 務 員 倫 理 企 画 立 案	平成27年 9月 9日、10月14日	2	1
JST 基 本 課 程	平成27年 7月 8日～ 7月 9日	2	3
JST 応 用 実 践 課 程	平成27年10月 8日～10月 9日	2	2

(2)選択研修(平成27年度実績)

研修名	実施期間	日数	修了者数
パ ソ コ ン 講 座 (EXCEL)	平成27年 8月 5日～ 8月 6日	2	3
法 務 基 礎 力 講 座	平成27年 8月27日～ 8月28日	2	1
公 文 書 作 成 力 向 上 研 修	平成27年7月29日	1	6

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理について(平成27年度実績)

事業名	内容
定期健診	定期健康診断、人間ドック
各種がん検診	胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診
特定業務従事者健康診断	貧血検査、肝機能検査外
健康教育	メンタルヘルス研修

(2) 公務災害・通勤災害(平成27年度実績)

区分	公務災害	通勤災害
件数	-	-